

報 告 第 1 号

専 決 処 分 の 報 告 に つ い て

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

市立健康増進センター空調設備及び給排水管改修工事変更請負契約の締結について

令和3年2月9日提出

富士見市長 星 野 光 弘

専 決 処 分 書

次のとおり工事変更請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 市立健康増進センター空調設備及び給排水管改修工事 |
| 2 施 工 場 所 | 富士見市大字鶴馬地内 |
| 3 履 行 期 限 | 令和3年2月26日 |
| 4 請 負 金 額 | 191,571,600円 |
| 5 変更請負金額 | 195,806,600円 |
| 6 請 負 業 者 | 川越市岸町一丁目15番地16
埼玉設備工業株式会社
代表取締役 有 山 紀 之 |

令和3年1月15日

富士見市長 星 野 光 弘 印